

長崎市教育委員会訓令第4号

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程及び長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月29日

長崎市教育委員会教育長

西本 徳明

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程及び長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

(長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部改正)

第1条 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程(平成21年長崎市教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号及び第11号中「北部学校給食センター」の次に「、中部学校給食センター及び南部学校給食センター」を加える。

(長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第2条 長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(平成21年長崎市教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校給食課	北部学校給食センターの職員	A	午前7時30分から午後4時まで	正午から午後0時45分まで	日曜日及び土曜日
		B	午前8時15分から午後4		

			時 4 5 分まで		
長崎商業 高等学校	事務職員（一 般職の職員の 勤務時間、休 日、休暇等に 関する条例が 適用される職 員に限る。）		午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで	午後 0 時 1 5 分から午後 1 時まで	日曜日及 び土曜日

」を

「

学校給食 課	北部学校 給食セン ターの職 員	A	午前 7 時 3 0 分から午後 4 時まで	正午から午後 0 時 4 5 分ま で	日曜日及 び土曜日
		B	午前 8 時 1 5 分から午後 4 時 4 5 分まで		
	中部学校給食 センター及び 南部学校給食 センターの職 員		午前 8 時 1 5 分から午後 4 時 4 5 分まで	正午から午後 0 時 4 5 分ま で	日曜日及 び土曜日
長崎商業 高等学校	事務職員（一 般職の職員の 勤務時間、休		午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで	午後 0 時 1 5 分から午後 1 時まで	日曜日及 び土曜日

	日、休暇等に関する条例が適用される職員に限る。)			
--	--------------------------	--	--	--

改める。

」に

附 則

この規程は、令和８年８月１日から施行する。